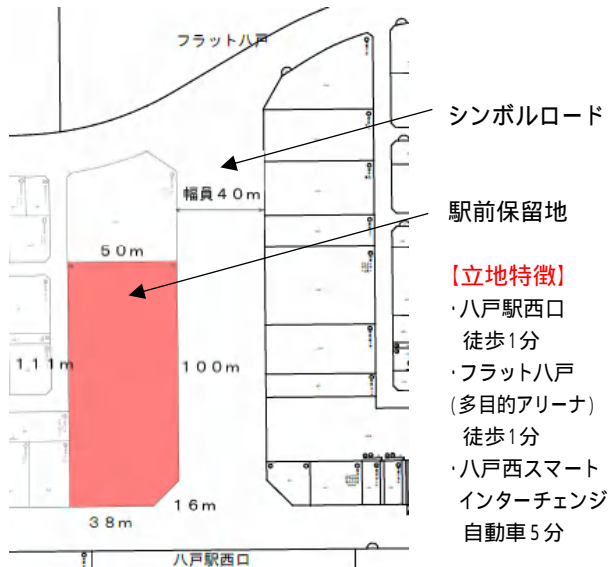


八戸駅西地区シンボルロード ニュースレター 第4号

令和3年9月8日 八戸市 市街地整備課

駅前保留地の活用提案について

ニュースレター第2号でお知らせした駅前の大規模保留地については、駅西区画整理事業所にて今年度、活用に向けた需要調査を実施しており、ご購入いただく前提での提案も随時受付しています。



この保留地の購入について相談がある場合には、八戸市都市整備部駅西区画整理事業所にご連絡ください。

駅前保留地の臨時使用について

上記の保留地については、需要調査の実施期間中など土地区画整理事業による処分（売却）の見通しが立つまでの当面の間、利用する見込みがないため、以下の条件で臨時的なイベント等に使用できるようにするために貸し出すことができるようにしましたのでお知らせします。

1. 使用目的について

八戸駅西地区まちづくり計画の趣旨に沿って賑わい創出を図るもの。

(例)

- ・地域のレクリエーション大会など
- ・ミニコンサートやスポーツイベントなど
- ・キッチンカー、フリーマーケットなど

2. 使用できる条件

- ・1日または2日間程度で実施できるもの
- ・当該保留地を原状に復旧して返却するもの
- ・その他、管理上必要な条件を満たすもの

3. 使用料

- ・無料

4. 申請から使用までの流れ

- (1) 事前問い合わせ、相談
(実施日の1カ月以上前をお願いします。)
- (2) 申請書の提出
- (3) 承認書発行
(広告等の場合は承認後をお願いします。)
- (4) 使用(実施)
- (5) 実施報告

5. その他

- ・市の都合で使用を認めない場合があります。
- ・この臨時使用の制度は、予告なく廃止となる場合があります。
- ・駅西地区の保留地の管理は駅西区画整理事業所で行っていますが、この駅前保留地の臨時使用に限り市街地整備課が申請の窓口となり事務を進めますので、詳細は下記事務局へお問い合わせください。

このニュースレターは、八戸駅西地区、特にシンボルロード周辺の賑わい創出に向け、小さな案件、現状報告も含めて、状況を定期的(毎月第2週頃)に発行します。

お気づきの点やお問い合わせなどありましたら、下記、事務局へ連絡をください。

【発行(事務局)】

八戸市都市整備部市街地整備課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

電話 0178-43-9128 FAX 0178-41-2302

E-mail

shigaiichi@city.hachinohe.aomori.jp